五十一

分野　技能検定
小分野
産業分類
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章
概要　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
　営利を目的としない一部の特定の団体（事業主の団体、その連合団体、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人）は、当該サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。

五十二

分野　上水道業
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
関連する義務　内国民待遇（第八・八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）
概要
　注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
　投資の自由化
　１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
　２　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
　３　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

五十三

分野　卸売業及び小売業
小分野　家畜
産業分類　ＪＳＩＣ　五二一九　その他の農畜産物・水産物卸売業
関連する義務　市場アクセス（第八・十五条）
政府の段階　中央政府
措置　家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
概要　国境を越えるサービスの貿易
　家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。

五十四

分野　航空宇宙産業
小分野　航空機製造修理業
産業分類　ＪＳＩＣ　一六＊　化学工業
　ＪＳＩＣ　一八＊　プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
（注）　ＪＳＩＣ　一九＊　ゴム製品製造業
　ＪＳＩＣ　二一＊　窯業・土石製品製造業
　ＪＳＩＣ　二三＊　非鉄金属製造業
　ＪＳＩＣ　二四＊　金属製品製造業
　ＪＳＩＣ　二五＊　はん用機械器具製造業
　ＪＳＩＣ　二七＊　業務用機械器具製造業
　ＪＳＩＣ　二八＊　電子部品・デバイス・電子回路製造業
　ＪＳＩＣ　二九＊　電気機械器具製造業
　ＪＳＩＣ　三〇＊　情報通信機械器具製造業
　ＪＳＩＣ　三一＊　輸送用機械器具製造業
　ＪＳＩＣ　三九＊　情報サービス業
　ＪＳＩＣ　九〇＊　機械等修理業（別掲を除く。）
　注　ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、これらの番号に定める活動のうち、この留保の対象となる活動が航空宇宙産業に関連する活動に限られることを示す。
関連する義務　市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条）
　内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
　特定措置の履行要求の禁止（第八・十一条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条（注）
　注　この留保の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保の解釈について適用する。
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
　航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで
概要
　投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易
　１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
　２　審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
　３　投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。
　４　居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。
　５　審査については、当該技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。
　６　居住者は、当該審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。
　７　この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。
　８　航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する工場を設立しなければならない。

附属書Ⅱ　将来における措置に関する留保

（この附属書中欧州連合の表は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

日本国の表

頭注

１　この表は、日本国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第八・十二条、第八・十八条及び第八・二十四条の規定に従って記載するものである。

(b) (a)　第八・七条又は第八・十五条

(b)　第八・八条又は第八・十六条